

1 川崎市における保育の現状

(1) 施設数及び定員の推移 (単位：か所、人)

年度	公設公営		公設民営		民設民営		合計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
24	63	6,100	15	1,580	125	9,810	203	17,490
25	57	5,555	15	1,580	149	11,860	221	18,995
26	52	5,005	15	1,580	174	13,740	241	20,325
27	49	4,825	10	995	212	16,520	271	22,340
28	45	4,430	9	755	243	18,880	297	24,065

(2) 保育所の職員数 (平成28年4月1日現在)

(単位：人)

区分	公設公営保育園	公設民営保育園	民設民営保育園	合計
施設長	41	7	241	289
保育士	628	134	3,305	4,067
看護師	36	7	133	176
栄養士	25	13	408	446
調理員	19	10	195	224
用務員	43	1	28	72
事務員	0	11	233	244
合計	792	183	4,543	5,518

2 保育所の役割

「保育所保育指針」(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)では、保育所の役割を以下のように定めています。

- (1) 保育所は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- (3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- (4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。